

個人情報保護法の改正

弁護士 小原 路絵

1 はじめに

平成27年9月3日に成立した(同月9日公布)個人情報保護に関する法律の改正法(以下「改正法」という。)が、平成29年5月30日から施行される。改正法施行令・規則も平成28年10月5日に公布されている(以下「改正施行令」「改正規則」という。)

以下、改正点について詳述する。

2 主務大臣制から個人情報保護委員会の一元化へ

これまでは、各主務大臣が監督権限を行使し、ガイドラインも定めていたが、改正法では、平成28年1月1日に設置された個人情報保護委員会が監督権限を行使することになり(改正法第4章第3節)、ガイドラインも一元化されることになった。

同委員会が、「通則編」「外国にある第三者への提供編」「第三者提供時の確認・記録義務編」「匿名加工情報編」の4つのガイドラインを定め、同年11月30日に公表されている。平成29年2月16日には「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と「Q&A」が公表されている。

なお、平成28年9月16日の同委員会の検討経過によれば、「各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、上記のガイドラインを基礎として、当該分野において更に必要となる別途の規律を定める方向」とされ、別途の規律が必要と考えられる分野の例として、医療関連、金融関連、情報通信関連が挙げられている。これらについては、新たなガイドラインが、同委員会と金融庁などと連名で告示され、現行のガイドライン(告示)は廃止される。

平成29年2月28日付で、金融関連分野(金融・信用・債権管理回収業)のガイドラインが公表されている。

また、新たに、同委員会には立入権限も付与された(改正法40条)。

3 全ての事業者に適用

現行法では、5000人分以下の場合、個人情報取扱事業者にあたらなとしてきたが、今回の改正では、このような小規模取扱事業者の除外規定がなくなった。

4 定義の明確化

(1) 個人情報

現行法2条1項の「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」との規定がより詳細になった。改正法では、記述だけでなく、音声や動作等で表されたものも含むとされた。

(2) 個人識別符号

「個人識別符号」として、身体的特徴(改正法2条2項1号)や、役務の利用や商品購入の際に割り当てられる番号等(同2号)も含まれることが明記された。前者は、顔認証データや指紋認証データ等が該当する(改正施行令1条1号、改正規則2条)。後者は、旅券番号や基礎年金番号や運転免許証番号等が該当する(改正施行令1条2号乃至8号、改正規則3・4条)。

なお、改正施行令・規則で指定されていない預貯金口座の番号等は、氏名・住所・生年月日等と紐付けて管理されていれば特定の個人が識別可能なものとして(容易照合性)、現行法でも個人情報に該当すると解されている。

このように、改正施行令・規則で指定がなくても、従来から個人情報と解されてきたものにも変わりがないことは注意が必要である。

他方で、Q&A1-22では、携帯電話番号やクレジットカード番号は、個人識別符号に該当するとはいえないとされた(但し、容易照合性がある場合は別)。

(3) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」として、身体・精神・知的障害(改正規則5条)や健康診断結果や逮捕歴等(改正施行令2条)が明記された。そして、要配慮個人情報については、原則として、取得時に本人の同意が必要となる(改正法17条2項柱書)。例外としては、国や地方公共団体等が公開している場合(同項5号)や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難な場合(同項2号)や目視等で外形上明らかな場合(同項6号、改正施行令

7条1号)等がある。同項2号の例として、ガイドライン「通則編」3-2-2では、事業者間で、不正対策等のため、反社会的勢力情報のうち、過去の業務妨害罪での逮捕歴を共有する場合(事例2)や、不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を関連被害防止のため、他の業者から取得する場合(事例3)が挙げられている。

5 情報の取得・提供時の確認・記録義務

改正法では、名簿屋対策として、いわゆるトレーサビリティ制度が義務化された。

まず、第三者提供時には、提供年月日、第三者の氏名の記録を作成しなければならない(改正法25・26条)、第三者からの取得時には、取得経緯も確認しなければならない(同26条)。但し、これらは、改正法23条1項各号等に定める提供時には不要である。

なお、この確認・記録義務が正常な事業活動を行っている個人情報取扱業者に対して、過度な負担になることが懸念され、現実的な規制を構築する必要があるとされた(衆議院内閣委員会における附帯決議(平成27年5月20日)、参議院内閣委員会における附帯決議(平成27年8月27日))。

そこで、ガイドライン「第三者提供時の確認・記録義務編」2-1では、明文により確認・記録義務が適用されない場合を規定している。同2-2では、解釈により確認・記録義務が適用されない場合を規定している。後者の解釈による適用されない場合とは、外形的には第三者提供であっても、確認・記録義務を課す必要性が乏しい場合とされており、本人に代わって提供がなされる場合が問題となる。ガイドライン2-2-1-1は、本人から別の者の口座への振り込みを依頼された仕向銀行が、被仕向銀行に対して、当該振込依頼にかかる情報を提供する場合(事例1)などを挙げている。

6 オプトアウト届出の必要性

オプトアウト手続とは、第三者提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止している場合であって、あらかじめ、第三者提供が利用目的であること、提供するデータ項目、提供方法、求めに応じて提供を停止する旨を本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく提供することをいう。現行法23条2項にも規定があり、改正法23条2項では、要配慮個人情報を除くことが明記され、本人の求めを受け付ける方法も事前通知等に含むこととされ、個人情報保護委員

会へオプトアウト手続を行っていること等の届出が必要とされた。届出内容は同委員会が公表を行い(同4項)、当該事業者もインターネット等の方法で公表しなければならない(改正規則10条)。

7 匿名加工情報

パーソナルデータ等のビッグデータの利用促進のため、匿名加工情報という制度が新設された。「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにされたものとされている(改正法2条9項)。

そこで、改正規則19条1号乃至4号が、改正法36条1項の加工基準として、特定の個人を識別することができる記述等の削除、個人識別符号の削除、情報を相互に連結する符号の削除、特異な記述等の削除を定め、ガイドライン「匿名加工情報編」3-2が具体例を挙げている。また、改正規則19条1号乃至4号の加工を施した後も、個人を識別することが可能な場合もありえるため、同5号の定める適切な措置として、別表1で具体的な手法を掲載している。

なお、匿名加工情報を作成したときは、公表することが義務化されており(改正法36条3項)、識別行為(匿名加工情報を作成する際に削除された記述、個人識別符号その他加工方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合すること)が禁止されている(同38条)。

8 外国への第三者提供

現行法では、第三者提供の第三者が国内か国外かを区別していなかった。改正法では、外国にある第三者に提供を行う場合、あらかじめその旨について本人の同意を得ることとされた(改正法24条)。ただし、外国にある第三者が、改正規則11条で定める基準に適合する場合、または改正法23条1項各号に該当する場合には同意は不要である。

9 まとめ

以上より、トレーサビリティ制度など、従前の管理を見直す必要のある改正が行われており、注意が必要である。

(平成29年3月27日脱稿)